

カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ

パターン
A

1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
	

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ・特別永住者証明書
- ・精神障害者保健福祉手帳

パターン
B

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー)もしくは パスポート(コピー)等
 	 

※本人確認用書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

いいえ

パターン
C

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	年金手帳及び資格確認書など 自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 	 

※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。